

正
令和元年 14号

令和元年 9月 21日 午前 1時20分
午後
書記官・郵送・FAX 送達 受領者印

令和元年 11月 21日 判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

[REDACTED] 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和元年 9月 2日

判 決

5

原 告 [REDACTED]

同所

原 告 [REDACTED]

10

原 告 [REDACTED]

原告ら訴訟代理人弁護士

竹 内 綱 己

三重県桑名市中央町 2丁目 37番地

15

被 告 [REDACTED]

同 代 表 者 市 長

桑 名 市 宇 行 男 外 観 外

伊 德 行 男 外 観 外

同訴訟代理人弁護士

楠 嘉 行 男 外 観 外

同

赤 木 邦 行 男 外 観 外

同 指 定 代 理 人

若 松 行 男 外 観 外

20

東京都千代田区霞が関一丁目 1番 1号

被 告 [REDACTED]

国 子 徹 史 外

同 代 表 者 法 務 大 臣

三 好 雅 史 外

同 指 定 代 理 人

小 川 徹 史 外

同

東 海 林 岳 史 外

同

山 下 浩 史 外

25

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求

- 1 被告らは、原告 [] に対し、各自、 [] 円及びこれに対する平成28年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告 [] に対し、各自、 [] 円及びこれに対する平成28年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 3 被告らは、原告 [] に対し、各自、 [] 円及びこれに対する平成28年9月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、①被告桑名市の市長が、老人福祉法32条に基づき、原告 [] (以下「原告 []」といふ。)につき後見を開始するとの審判を津家庭裁判所四日市支部に申し立てたこと(以下「本件申立て」といふ。), ②同支部裁判官が、原告 [] につき後見開始の審判(以下「本件審判」といふ。)をしたことが、それぞれ違法な公権力の行使であり、これらによって原告らが損害を被ったとして、原告らが、被告らに対し、国家賠償法1条1項に基づき、原告 [] につき、各自、損害賠償金 [] 円及びこれに対する平成28年9月28日から、原告 [] (以下「原告 []」といふ。)につき、各自、損害賠償金 [] 円及びこれに対する前同日から、原告 [] (以下「原告 []」といふ。)につき、各自、損害賠償金 [] 円及びこれに対する前同日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 25 2 前提事実(争いのない事実、後掲各証拠(書証は、特記のない限り、枝番号を含む。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠関係の記載のない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 原告ら

原告 [] は、[] 生まれ（本件申立て当時 [] 歳）の女性である。

原告 [] は、原告 [] の [] であり、原告 [] は、原告 [] の [] である。

5 (2) 本件審判に至る経緯

ア 原告 [] は、平成28年9月当時、桑名市内で原告 [] と同居していた。

被告桑名市は、原告 [] が原告 [] を虐待している旨の通報があつたことから、同月4日、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）9条2項に基づき、原告 [] を一時的に保護するため、原告 [] を老人短期入所施設に入所させた（以下「本件一時保護」という。）。

10 イ 被告桑名市の市長である伊藤徳宇（以下「桑名市長」という。）は、平成28年9月27日、老人福祉法32条及び民法7条に基づき、津家庭裁判所四日市支部に対し、後見人候補者を弁護士である []（以下「本件弁護士」という。）として、原告について後見を開始するとの審判（家事事件手続法39条、同法別表第一の1の項）を求める旨の申立てをした（本件申立て）。桑名市長は、本件申立てをした際、上記裁判所に対し、医師が作成した原告 [] に係る同月26日付け診断書（以下「本件診断書」という。）及び鑑定連絡票（以下「本件連絡票」という。）等を提出した。また、本件弁護士は、審判前の保全処分により、原告 [] の財産の管理者に選任された。

15

20 （甲1、弁論の全趣旨）

ウ 津家庭裁判所四日市支部裁判官である後藤眞知子（以下「担当裁判官」という。）は、平成28年10月7日、本件申立てに対し、原告 [] について後見を開始し、本件弁護士を成年後見人に選任する旨の審判をした（本件審判）。本件審判に当たり、家事事件手続法119条1項本文に定める鑑定及び同法120条1項に定める成年被後見人となるべき者に対する陳述の聴

25

取は行われていない。(甲1, 弁論の全趣旨)

(3) 本件審判に対する即時抗告及びその後の経過

ア 原告[■]は、平成28年10月17日付で、本件審判に対し、名古屋高等裁判所に即時抗告を申し立てた。

これに対し、名古屋高等裁判所は、平成29年1月10日、明らかにその必要がない（家事事件手続法119条1項ただし書）と認められないにもかかわらず、原告[■]の精神状況につき鑑定を経ずして後見開始の審判をした。本件審判は、その手続に違法があるところ、原告[■]につき、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるか否かを判断するためには、その精神の状況につき鑑定をしなければならないから、第1審裁判所に差し戻す必要があるなどと判示して、本件審判を取り消し、津家庭裁判所（四日市支部）に差し戻す旨の決定をした。

(以上につき、甲3, 5, 弁論の全趣旨)

イ 差し戻された上記事件は、津家庭裁判所において審理されることとなり、同裁判所は、原告[■]の精神状況について鑑定を行った。その結果、原告[■]につき、[■][■][■]

[■]といつ

た内容の鑑定結果が得られた。(甲6, 7)

ウ 桑名市長は、平成29年5月29日、本件申立てについて、申立ての趣旨を「本人について補助を開始するとの審判を求める。」と変更する旨の申立てをしたが、同年7月13日、本件申立てを取り下げた。(甲8, 9)

エ 津家庭裁判所は、平成29年7月12日、原告[■]の財産の中から、本件弁護士に対し報酬を付与する審判をした。(甲11)

(4) 関係法令の定め

別紙のとおり

3 争点

- (1) 被告桑名市の責任原因
- (2) 被告国(日本)の責任原因
- (3) 原告らの損害

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 被告桑名市の責任原因

(原告らの主張)

ア 市が行う後見開始の申立では、公権力を行使する地方公共団体が手続に関与する、法が特別な場合にのみ権限行使を認めた例外的なものである。したがって、専門的知識を有し、高度な善管注意義務を負う被告桑名市の職員らは、家事事件手続法を正しく理解し、手続を特に慎重に進めるべきであった。特に、本件一時保護後は、虐待事案であることの緊急性も薄れていたのであるから、当事者の事情をより実質的に調査し、より細心の注意をもって事案処理をすることが必要であった。

それにもかかわらず、被告桑名市は、家事事件手続法を順守することなく、原告■との十分な対話・面談や原告■の鑑定を実施せず、医師の診断書の内容を厳格にチェックすることなく軽々に盲信し、原告■と連携をとつて原告■から原告■を離す、原告■と繰り返し面談を行うなどの策もとらず、本件一時保護の手続を慎重に進めることなく本件申立てに及んだものであるから、本件申立ては、上記善管注意義務に違反し、国家賠償法上違法である。

イ 原告■の受傷は、当時服薬していた血圧降下剤の影響によるものであり、原告■の虐待によるものではない。同受傷は、原告■が暴れたときに、自傷行為や家具への衝突などだけが大きくならないように手を押さえ付けたときにできたものであり、その部位からして、虐待すなわち故意の暴行

によるものと考えることは不自然である。外傷の性状や原告■が医師やデイサービスに原告■を行かせていたことも踏まえれば、むしろ偶発的に生じたと考える方が合理的であった。しかるに、被告桑名市は、虐待以外の可能性を十分に検討せず、原告■が虐待をしたとの誤った判断をして、その後の手続選択をした。この点は、本件申立てに前記善管注意義務違反があつたことを推認させる間接事実である。

ウ 原告■には経済的虐待を疑わせる外形的事情はなかったにもかかわらず、被告桑名市が作成した新規ケース診断会議票（甲18参照）に、経済的虐待に関する虚偽の記載があった。また、被告桑名市は、生活保護法上の保護申請書等の書類を、原告■の名義を冒用して偽造した。これらの内容虚偽の文書や偽造文書に基づいて後見開始を実現しようとした被告桑名市の意思形成過程には重大な違法があり、この点も本件申立てに前記善管注意義務違反があつたことを推認させる間接事実である。

（被告桑名市の主張）

ア 原告■には、本件一時保護に至るまで、内出血、あざ、こぶ等が確認されており、原告■が原告■に暴力を振るっていることを認めた旨の発言も確認され、原告■による原告■への虐待が強く疑われていた（その頻度や部位からしても、到底転んだなどの事情で生じようもない傷であった。）。それらの傷は多くが首から上の部分に生じていたものであり、これ以上放置すれば生命にかかる重大な事態になる可能性もあると判断した。

イ また、原告■が■と診断されていたことや、デイサービス等から提供を受けた原告■の認知機能に関する報告、原告■の施設での状態や受け答え等、本件診断書の記載内容から、原告■の事理弁識能力の低下は明らかであった。さらに、本件一時保護の結果、前記のような傷等が確認されなくなったことや、原告■の生活環境、原告■との関係に加え、本件診断書の記載内容を踏まえ、被告桑名市は、原告■について、

今後原告■と分離を図り、一刻も早く成年後見人を選任した上で、適切な老人施設、介護施設等への入所等の手続を行い、継続的な居住、利用等を進め、金銭管理を行うには、成年後見制度の利用が相当であると判断した。したがって、本件が、高齢者虐待防止法9条2項の規定を受けた老人福祉法32条の「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に該当することは明らかである。

ウ 被告桑名市内部の手続としても、平成28年9月5日の桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会及び同月6日の桑名市成年後見制度利用支援事業審査会において、成年後見申立てが相当と判断されている。

エ よって、桑名市長が本件申立てをしたことが国家賠償法上違法であるとはいえない。なお、被告桑名市には、本件申立ての審理における鑑定の要否について、それを判断する権利も義務もなく、本件申立ての審理において鑑定が行われなかつたことについて何らの責任もない。

(2) 被告国の責任原因

(原告らの主張)

ア 後見開始の審判は、非訟手続であって対立当事者構造の争訟手続とは異なるところ、後見開始の審判が国家賠償法1条1項の適用上違法となるのは、具体的な事情の下において、裁判官に与えられた権限が逸脱されて著しく合理性を欠くと認められる場合と解すべきである。

イ 担当裁判官は、名古屋高等裁判所が即時抗告審の決定において説示するおり、本件診断書を精査すれば、原告■が鑑定を明らかに必要としないものではないことを容易に認識し得たし、原告■の陳述を聴き、意思確認をするなどして事理弁識能力を正しく判断した上で、鑑定の要否等の判断をすることもできた。また、当事者対立構造ではない本件申立てにおいて、原告■が当事者参加し手続に異議を述べていたのだから、担当裁判官としては、後見的な立場から慎重な判断をすることが求められていた。

それにもかかわらず、本件申立てを鵜呑みにし、書面審査のみで本件診断書の内容を十分精査せず、本人の陳述の聴取も鑑定も実施せず、参加当事者の申出にも耳を傾けずに、漫然後見開始の審判をした担当裁判官の行為は、裁判官に与えられた権限を逸脱して著しく合理性を欠き、国家賠償法上違法である。

5.

(被告国の主張)

ア 後見開始の審判が国家賠償法1条1項の適用上違法となるのは、同審判を担当した裁判官が、違法又は不当な目的をもって審判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情がある場合に限られると解すべきである。

10

イ 担当裁判官は、被告桑名市の市長から提出された一件記録を精査し、本件診断書に、原告[REDACTED]の診断名として「[REDACTED]」と記載され、判断能力判定についての意見として、「[REDACTED]
[REDACTED]等と記載されていたことや、同診断書の附票の審理上の参考事項欄に「[REDACTED]
[REDACTED]」欄にチェックがされていたこと、本件連絡票の「鑑定をするまでもない」欄にチェックがされていたこと等から、明らかに鑑定の必要がない場合（家事事件手続法119条1項ただし書）及び心身の障害により陳述を聞くことができない場合（家事事件手続法120条1項ただし書）に該当すると判断して本件審判をした。担当裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情は存在しない。

15

よって、担当裁判官が本件審判をしたことは国家賠償法上違法であるとはいえない。

20

(3) 原告の損害

(原告らの主張)

ア 原告 []について

(ア) 施設利用料、施設内での生活必需品代及び財産管理人報酬

[] 円

本件申立て後、財産の管理者に選任された本件弁護士は、原告[]に代わって被告桑名市が指定した施設と契約し、原告[]は、同施設での生活を余儀なくされた。違法な本件申立てがなければ、施設利用料、施設内の生活必需品代及び財産管理人報酬を支出する必要はなかったから、これらは、被告らの違法な公権力行使と因果関係のある損害に当たる。

(イ) 慶謝料

[] 円

原告[]の年齢からすれば、親族らとともに生活し、交流を図る時間は、安易かつ無理由に侵害されなければならないところ、原告[]は、被告らの違法な公権力行使により、本来必要なない身柄拘束を受け、余生の楽しみを一方的に奪われて心細い思いをしたにとどまらず、本件一時保護の施設では、施設職員からずさんな扱いを受け、施設内の他利用者から暴力を振るわれるなど、原告[]の受けた精神的苦痛は、客観的に見ても大きい。そればかりか、原告[]は、十分な行為能力を有しながら、本件審判を受けてしまったため、肉体的にも精神的にも相当不名誉な取扱いを受けたことになる。かかる精神的苦痛は極めて甚大であり、これを金銭的に評価しても[]円は下らない。

(ウ) 弁護士費用

[] 円

(エ) 合計

[] 円

イ 原告 []について

(ア) 慶謝料

[] 円

原告[]は、原告[]を支えながらの共同生活を送っていたところ、被告らの違法な公権力行使により、原告[]と一方的に隔離され、原告[]の安否が分からぬまま、原告[]の病状が悪化して最悪の結果を招来す

るかもしれないとの恐れを抱きながら過ごす生活を比較的長期に強いられる結果となった。かかる精神的苦痛は比較的大きく、これを金銭的に評価しても [] 円は下らない。

(イ) 弁護士費用 [] 円
5 (ウ) 合計 [] 円

ウ 原告 [] について

(ア) 慰謝料 [] 円

原告 [] も、原告 [] と同様の事情があることに加え、本件審判がされてしまったため、虐待の疑われている原告 [] に代わって手続の窓口となり、本件申立て以降は、原告 [] を取り返す活動に私生活の大半を割き、本件弁護士や桑名市役所との対応に追われ、岡崎市と桑名市との間を行き来することを余儀なくされるなど、私生活の負担が増大するとともに、心身が相当疲弊するに至った。かかる精神的苦痛は決して小さくなく、これを金銭的に評価しても [] 円は下らない。

10 (イ) 弁護士費用 [] 円
(ウ) 合計 [] 円

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

20 1 認定事実

前記第2の2の前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。原告らは、証人 [] の証言の信用性に疑惑があるかのような主張をするが、同人の証言の信用性に具体的な疑いをいれる事情はなく、以下の認定を覆すに足る証拠もない。

25 (1) 本件一時保護に至る経緯

ア 原告 [] は、平成26年11月、桑名市北部西地域包括支援センター（以

下「北部西包括」という。)に対し、原告■の介護で原告■が困っているので相談先を作つておきたい旨の電話相談をした。(乙3、証人■・2頁)

イ 原告■を担当するケアマネージャー(以下「担当ケアマネージャー」という。)は、平成28年2月、原告■から、原告■が、電話で、「原告■からの暴言や暴力がある。」旨話していたと聞いた。そこで、担当ケアマネージャーは、原告■に対しては、電話で、通所介護の利用を勧めるなどし、原告■に対しては、電話で、原告■に対して通所介護の利用についての声かけをするよう依頼した。担当ケアマネージャーは、北部西包括に対し、電話で、その旨伝えた。(乙3、証人■・2頁)

ウ 北部西包括は、平成28年3月、担当ケアマネージャーに連絡し、原告■の原告■に対する虐待の疑いがある案件として連携していきたい旨を伝えた。これに対し、担当ケアマネージャーは、原告■の病状の進行により、原告■の介護負担が増大していることを伝えた。(乙3、証人■・2頁、原告■・16頁、弁論の全趣旨)

エ 原告■は、平成28年3月24日、桑名市内のデイサービス事業所(以下「デイサービス」という。)の利用を開始した。原告■は、その頃、デイサービスの従業員に対し、原告■に叩かれる旨話した。また、同月31日のデイサービス利用時には、原告■の両腕から手首にかけて、あざが発見された。(弁論の全趣旨)

オ 担当ケアマネージャーは、平成28年4月13日、北部西包括に対し、写真等の資料を提出し、同月9日に原告■がデイサービスを利用した際についての報告をした。その主な内容は以下のとおりである。

- ① 左まぶたから顔面にかけて内出血痕があった。上唇にはかさぶたがあつたが、原告■は、このかさぶたについて、痛みはないと言った。
- ② 右前腕腹内出血痕があった。原告■は、同月8日の病院受診時に、原

告■に腕を掴まれて内出血したものであると話した。

③ 右脇腹内出血痕があった。原告■は、原告■と喧嘩して生じたと話した。

5 北部西包括は、桑名市中央地域包括支援センター（以下「中央包括」という。）及び被告桑名市に上記の内容を報告し、被告桑名市は、原告■の事案を把握した。

（以上につき、乙3、証人■・2頁、弁論の全趣旨）

10 カ デイサービスの職員は、平成28年5月21日、送迎のため原告■宅を訪問した際、原告■が、「何回トイレに行くの。今も行ったでしょ。」とぶつきらぼうに言うのを聞いた。また、同職員は、この時、原告■の左手首に内出血痕を確認した。（弁論の全趣旨）

キ 平成28年5月26日、デイサービスで、原告■の右大腿部に腫れが確認された。原告■は、この時、痛みを訴え、引きずるように歩いていた。同月29日、デイサービスで、原告■の左手首のひつかき傷2本、右大腿部の内側、外側及び右すねのあざが確認された。同年6月5日、デイサービスで、原告■の右大腿部の裏側と外側、右ひざ内側、右ふくらはぎ、右二の腕、右すね全体に内出血痕が確認された。同年7月3日、デイサービスで、原告啓子の左額、左眼下、左まぶた、左頬の内出血痕が確認された。同年10日、デイサービスで、原告■の右腕にあざが確認された。同年11日、デイサービスで、原告■の右手首から肘にかけてのあざが確認された。同月31日、デイサービスで、原告■の両肩、両眼周辺、右頬、右鎖骨部、右大腿部外側のあざが確認された。同年8月7日、デイサービスで、原告■の右頬のあざの拡大及び左腰正面のあざが確認された。同月20日、デイサービスで、原告■の額のこぶ、左肩のあざ、左足人差し指の爪の内出血が確認され、原告■は、原告■と喧嘩したと話した。同年9月1日、デイサービスで、原告■の左眼周辺、左臀部のあざ、左眼の腫れ、額のこぶ

が確認された。(証人 ■ ■ ■ ・ 3 頁, 弁論の全趣旨)

ク 北部西包括は、平成 28 年 9 月 2 日、中央包括に対し、同月 1 日にデイサービスで撮影された上記のあざ等の写真を提供した。同写真からは、左眼周辺のあざ、額のこぶ及び左臀部の直径 7 ないし 8 cm のあざが確認された。

5 これを受け、中央包括の職員らは検討協議を行った。北部西包括の職員及び担当ケアマネージャーは、同日夜、短期入所の利用等により、原告 ■ ■ ■ と原告 ■ ■ ■ の分離を図るため、原告 ■ ■ ■ 宅を訪問し、原告 ■ ■ ■ 及び原告 ■ ■ ■ に対し、短期入所の利用を提案したが、同人らはこれに応じなかった。その後、中央包括の職員らは、警察官 2 名立会いの下、原告 ■ ■ ■ 宅に立入調査を

10 15 した。同職員らは、この時、原告 ■ ■ ■ に対し、分離を勧めたが、原告 ■ ■ ■ 自身が強く拒否したため、断念した。同職員らは、この時、原告 ■ ■ ■ の両目の周囲から両頬に広がるあざを確認した。

(以上につき、乙 3、証人 ■ ■ ■ ・ 3 ないし 5 頁、原告 ■ ■ ■ ・ 2 ないし 4 頁)

ケ 北部西包括の職員は、短期入所の利用等による分離について、原告 ■ ■ ■ の同意を得るために、平成 28 年 9 月 3 日、電話で、同人に対し、状況を説明したが、理解は得られなかった。(乙 3、証人 ■ ■ ■ ・ 5、6 頁、原告 ■ ■ ■ ・ 3、4 頁)

コ デイサービスの職員は、平成 28 年 9 月 4 日のデイサービス時に、原告 ■ ■ ■ に対し、短期入所の利用を勧めたところ、原告 ■ ■ ■ はこれを拒否しなかった。そこで、北部西包括の職員らは、デイサービスに駆けつけ、原告 ■ ■ ■ を連れて老人短期入所施設に向かった(本件一時保護)。

20 25 北部西包括及び中央包括の職員らは、同日、原告 ■ ■ ■ の自宅を訪問し、本件一時保護の状況について説明しようとした。しかし、原告 ■ ■ ■ は、「報告は聞いています。勝手にしてください。これ以上は入ってきましたら不法侵入で訴えますよ。あなたたちのしたことは訴えますから。」などと言って、説明を聞こうとしなかった。

(以上につき、乙3、証人■・6頁)

(2) 本件一時保護後、本件申立てに至る経緯

5

10

ア 平成28年9月5日午後6時30分から午後8時までの間、桑名市役所において、医師、警察官、弁護士、看護師、介護支援専門員、三重県職員及び大学教授等で構成される桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会が開催された。同委員会においては、同年9月1日から同月5日にかけての原告の状況及び原告■や原告■とのやり取りについての経過報告がされ、それを踏まえて、原告■のあざ等の状況や、暴行の原因、緊急性の有無や分離の可否等についての検討がされた。その結果、本件は緊急性のある虐待案件であり、原告■と原告■を分離するのが妥当であるなどと判断された。その後、北部西包括、桑名市地域介護課及び中央包括の職員らは、同委員会の協議を踏まえて、ケース会議を行った。(乙1、3、証人■・6、7頁、弁論の全趣旨)

15

20

イ 平成28年9月6日、桑名市成年後見制度利用支援事業審査会が開催された。同審査会においては、原告■につき、対応に急を要する虐待事案であることを前提として、状況によっては市長申立てによる成年後見人選任が必要であり、申立ての手続を進めること、申立ての際の親族同意については、原告■や原告■の同意が得られないため、できる限り、原告■の親戚の誰かの同意を得る方向で進めること、原告■の夫や親族等の中から、被告桑名市と同じ方針で支援してくれる人を探し、そのような人が見つかれば、事情によっては市長申立てをしないことも見込まれることが検討、判断された。(乙2、3、証人■・7、8頁)

25

ウ 中央包括の職員は、平成28年9月9日、原告■の兄及びその妻と面談し、経緯を説明した。この時、原告■の兄は、同年4月29日に、原告■■から、原告■が原告■の髪を引っ張って蹴り倒したということを聞き、原告■を叱ったこと、原告■を原告■と一緒に生活させるわけにはい

かないこと等を述べた。(甲1イ・78, 79枚目, 乙3, 証人■・8頁, 弁論の全趣旨)

エ 北部西包括及び中央包括の職員らは、平成28年9月10日、桑名市役所において、原告■及び原告■と面談を行った。原告■らは、施設入所には同意できない、原告■のあざについては、色々動いて転んだりぶつけたりすることで発生したものであり、原告■が原告■に手を出したことはないと述べた。被告桑名市は、原告■に対し、原告■の状態については、今後、改善が必要であり、精神科の受診やカウンセリング等により原告■自身の状態を第三者と一緒に評価するとよいのではないかと提案したが、原告■は、「私はおかしくなんかありません。」と回答した。また、原告■は、原告■宅も原告■の最終的な戻り場所の選択肢の一つである旨述べた。(乙3, 弁論の全趣旨)

オ 原告■は、平成28年9月12日、桑名市内のグループホームに入居を開始した。安全確保の観点から、原告■らには、原告■の所在は伝えられなかった。

中央包括の職員らは、同日、原告■の兄宅を訪れたが、原告■の兄は、原告■には夫や娘がいるのに自分が契約書を書くのはおかしいと思うと言ひ、短期入所の契約書への記入はしなかった。原告■の兄は、同月13日、被告桑名市に電話し、原告■から、短期入所への同意をしてはいけない、役所のお世話にはならないなどと言われた旨伝えた。

(以上につき、乙3, 弁論の全趣旨)

カ 北部西包括及び中央包括の職員らは、平成28年9月21日、前記グループホームにおいて、原告■の生活状況の聞き取りを行ったところ、原告■は、
■は、
■

█████が伝えられた。(乙3, 証人████・8, 9頁)

キ 中央包括の職員らは、平成28年9月23日午後4時頃、原告████宅において、原告████の夫及び原告████と面談した。その際、中央包括の職員らは、今後何もしない状態で自宅へ戻る方向性を考えていくのは難しいこと、介護のサービスの契約ができる権限を持つ人として後見人を掛け、きちんと介護サービスを利用して原告████の安全を確認できる状態を確保したいと考えていること等を伝え、成年後見制度等について説明を行った。これに対し、原告████の夫は、成年後見申立てに係る親族同意書に署名したが、原告████は、原告████に何も言っていないので書くことはできないという態度で、署名をしなかった。さらに、原告████は、同日夜、中央包括に対し、電話で、原告████の夫が記載した前記同意書を白紙にしたいなどと述べた。中央包括の職員が原告████の夫に確認したところ、原告████の夫は、よくわからないので原告████に聞いてほしい旨の回答をした。(乙3, 証人████・9, 10頁、原告████・9, 10頁)

ク 原告████は、平成28年9月26日、中央包括に対し、電話で、原告████が前記同意書を取りに行く旨の連絡をした。原告████は、その後、中央包括まで前記同意書を回収しに来た。また、原告████の兄も、被告桑名市に電話をし、原告████から、この件について関わってくれるなと言われた、成年後見のみでなくすべての同意を取り消したいなどと述べた。これに対し、中央包括の職員は、同意をするか否かは原告████の兄自身が決めるものであるし、後見人が就くことで介護サービスの契約が確保され原告████の安全が確保できる旨説明したが、原告████の兄は、原告████の安全のためには被告桑名市がやっているように保護しておいてもらう方がいいと思うが、原告████ら家族がそう言っている以上は同意を取り消すしか仕方がない等と答えた。

(乙3, 証人████・11頁、弁論の全趣旨)

ケ 被告桑名市は、平成28年9月26日、同月21日に診断書の作成を依頼

していた医師から本件診断書を受領し、桑名市長は、同月 27 日、本件申立てをした。(甲 1, 乙 3, 証人 [REDACTED]・10 頁)

(3) 本件診断書及び本件連絡票の記載内容（甲 1 イ）

ア 本件診断書には、原告 [REDACTED] が [REDACTED]

5

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] が記載されていた。

10 本件診断書と共に医師から提出された診断書附票には、原告 [REDACTED] の [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] が記載されていた。

15

イ 本件連絡票には、本人の症状がほぼ固定しており、鑑定を行っても診断書記載の判断能力特定に影響がないとして、診断書記載の判断能力特定のために鑑定をするまでもない旨等が記載されていた。

2 被告桑名市の責任原因（争点(1)）

(1) 国家賠償法 1 条 1 項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は地方公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものである（最高裁判所昭和 60 年 11 月 21 日第一小法廷判決・民集 3 9 卷 7 号 1512 頁参照）ところ、たとえ当該公務員の行為に、国民の権利ないし利益を害するところがあったとしても、そのことから直ちに国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得

25

るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁判所平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁判所平成11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127頁参照）。

5 そして、本件申立ては、高齢者虐待防止法9条2項及び老人福祉法32条に基づいてされたものであるところ、この申立てが検討されるのは、養護者による虐待により、当該対象者の生命又は身体に重大な危険が生じている「おそれ」がある場合であり（高齢者虐待防止法9条2項）、わが国において、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする同法の趣旨（同法1条）も踏まえれば、当該対象者を保護するために迅速な判断が要求されているものといえる。これに加えて、老人福祉法32条が、「その福祉を図るために必要がある」場合と抽象的な要件を定めていることも踏まえれば、市区町村長による上記各条文の要件該当性の判断については、その合理的な裁量に委ねられるというべきであり、その判断が著しく不合理であって、裁量を逸脱又は濫用していると認められる場合に限って、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたものとして、国家賠償法上違法になると解するのが相当である。

10

15

20 (2)ア ところで、桑名市長は、原告■の「福祉を図るために必要がある」（老人福祉法32条）との判断をした上で本件申立てをしたところ、その前提として、被告桑名市は、原告■に「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」（高齢者虐待防止法9条2項）と判断し、本件一時保護をしている。この点について、原告らは、被告桑名市がした高齢者虐待の認定や本件一時保護それ自体が違法であるとの主張はしないとするものの、被告桑名市がそのような高齢者虐待の

25

認定をしてその後の手続選択を行ったことは、本件申立ての手続を慎重に進めるべき注意義務違反があつたことを推認させる旨の主張をするから、まず、この点について検討する。

イ 認定事実(1)エないしクのとおり、被告桑名市（北部西包括ないし中央包括を含む。以下同じ。）は、本件一時保護に至るまで、相当回数にわたり、原告■の身体の多数箇所に内出血痕や腫れ、ひつかき傷、あざ、こぶ等の多様な外傷が生じていたことを把握していた。また、被告桑名市は、認定事実(1)アないしキのとおり、原告■による原告■の介護がうまくいっていないことや、経緯はどうであれ、原告■が原告■に対し有形力を行使していることをうかがわせる事実を把握していた。

これらの事情からすると、被告桑名市としては、遅くとも原告■と原告■の分離を検討した平成28年9月2日の時点（認定事実(1)ク）で、原告■について、養護者である原告■による高齢者虐待（高齢者虐待防止法2条4項1号イ）があつた可能性が相当程度高いと認識するのは当然のことであつて、原告■の生命又は身体には重大な危険が生じているおそれ（高齢者虐待防止法9条2項）があると判断したのは合理的なものであるといえる。

そうすると、被告桑名市が本件一時保護をし、その後の手続選択に進んだことは不合理であったとはいえず、これをもって、原告らが主張するような善管注意義務違反を推認することはできない。

ウ 原告らは、原告■のあざ等は血圧降下剤の影響によるものであり、同受傷は原告■が暴れたときに原告■が原告■を押さえ付けたときにできたものであつて、虐待すなわち故意の暴行によるものと考えるのは不自然であるし、偶発的に生じたと考える方が合理的であるにもかかわらず、被告桑名市が虐待以外の可能性を十分に検討せず、原告■が原告■を虐待したとの誤った判断をしたと主張する。

この点、原告■は、当時、血圧降下剤であるプラビックス錠を服薬していたことがうかがわれるが（甲20）、それにより頻繁に内出血等が生じるものであるかについては、原告指摘の証拠（甲26）等を踏まえても、必ずしも明らかではない。また、原告らが主張する原告■の外傷の性状等からも、それらが偶発的に生じたものとは認められない。そうすると、前記のとおり、平成28年9月2日の時点で被告桑名市が把握していた事実に照らし、しかも、前記のとおり、高齢者保護のため迅速な判断を要する場面であったことも踏まえれば、被告桑名市の検討が不十分であったとはいえないし、原告らが主張するその他の事情を考慮しても、被告桑名市による高齢者虐待があつたとの判断に誤りがあつたとはいはず、原告らの主張は採用できない。

(3)ア 次に、被告桑名市が、原告■に「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」（高齢者虐待防止法9条2項）と判断して本件一時保護をした後、原告■の「福祉を図るために必要がある」（老人福祉法32条）と判断して、桑名市長が本件申立てに至るまでの過程について検討する。

イ まず、前記のとおり、被告桑名市が、原告■による原告■に対する高齢者虐待があつた可能性が相当程度高いと認識し、原告■の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると判断したことが合理的であることに照らせば、被告桑名市は、本件申立て当時、原告■の権利保護のため、原告■が原告■と離れ、老人施設、介護施設等と契約し、それらを居住のために利用せざるを得ないと考える切迫した状況にあつたといえる。そして、認定事実(2)カ、(3)ア、イによれば、原告■は、本件一時保護中、医師によって、■
■
■
■
■と判断

されていたことが認められ、これによれば、原告■の意思能力が欠けてい
ることが一定程度推認される状況にあつたといえることからすると、上記の
契約等のためには、適切な養護者が必要であった。

そこで、原告■の適切な養護者の有無について見るに、前記(2)のとおり
5 原告■については、原告■に対する虐待をしていた可能性が相当程度高
いと認識されるのが当然といえる状況にあつたのであるし、認定事実(1)ヶ、
(2)エ、オ、キ及びクなどからすれば、原告■も、本件一時保護等の被告桑
名市の措置に協力的であったとはいえず、原告■の上記のような状況にも
かかわらず、むしろ原告■に同調するかのような態度を示していたことか
らすると、両者とも適切な養護者になり得るとはいえない。そして、認
定事実(2)オ、キ及びクなどからしても、そのほかに、原告■には適切な養
護者候補がいたとは認められない。

10 そうすると、被告桑名市としては、原告■について、適切な養護者を確
保する必要があり、親族以外の成年後見人を迅速に選任する必要があったも
のと認められる。

ウ そして、認定事実(2)アないしエ、カないしクによれば、被告桑名市は、本
件一時保護から本件申立てに至るまで約1か月間もの時間をかけ、高齢者虐
待防止ネットワーク委員会や成年後見制度利用支援事業審査会等で外部委
員を含めて検討し、原告■の状況を確認しつつ、原告■の兄や夫による
20 支援が得られないか対話を試み、原告■や原告■に対する説明も行うな
ど、慎重な検討や相応の説明を尽くしている。

エ 以上からすると、桑名市長が原告■の「福祉を図るために必要がある」
(老人福祉法32条)と判断して本件申立てに至るまでの過程に、著しく不
合理な点があつたとはいえず、桑名市長が裁量を逸脱又は濫用したものとは
いえないのであつて、本件申立てに当たつての善管注意義務違反があつたと
25 は認められない。

オ 原告らは、そのほか、本件一時保護後は虐待事案であることの緊急性が薄れてきたから、被告桑名市が、より実質的に調査し、細心の注意をもって事案を処理する必要があったにもかかわらず、原告 [] の面談や鑑定を実施せず、本件診断書を厳格にチェックすることなく妄信し、原告 [] と連携を取ったり、原告 [] と面談を行うなどの策を取らず、本件一時保護の手続を慎重に進めることなく本件申立てに及んだから、善管注意義務に違反する旨主張する。しかし、本件一時保護後も、迅速な養護者の確保が必要であったことは、前記イのとおりであり、緊急性が薄れたとはおよそいきうことができない。そして、そのような状況下においては、本件診断書には、特に疑うべき事情も見当たらない以上、被告桑名市がそれを信じて手続を進めることはやむを得ないものといえるし、この段階で、原告 [] と面談を行ったり、原告 [] と連携を取らなかったとしてもやむを得ないものといえる。以上によれば、被告桑名市が慎重に手続を進めることなく本件申立てに及んだとはいえないから、善管注意義務違反に関する原告らの主張はその前提を欠くということができる。

- (4) 原告らは、原告 [] に経済的虐待を疑わせる事情はなかつたにもかかわらず、被告桑名市作成の新規ケース診断会議票（甲18）には経済的虐待についての虚偽の記載があつた、被告桑名市が、生活保護法上の保護申請書等の書類を、原告 [] の名義を冒用して偽造したなどとして、それらの事情が本件申立ての違法性を推認させる旨主張する。しかし、前記原告 [] の虐待及び判断能力に係る事実関係下では、これらの事情は以上の認定を左右するものではなく、本件申立ての違法性を推認させるものでもない（とりわけ上記経済的虐待の記載の点について、原告らは本件が高齢者虐待防止法27条に該当しないかのような主張をするが、本件ではそもそも同条が適用されたものとは認められない。）。
- (5) したがつて、桑名市長が本件申立てをしたことが国家賠償法上違法であるとは認められない。

3 被告国の責任原因（争点(2)）

(1) 裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、それによって当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけではなく、その責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする解するのが相当である（最高裁判所昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁）ところ、この理は後見開始の審判に関しても異なる。

(2) 認定事実(3)によれば、担当裁判官は、原告[REDACTED]につき、桑名市長から提出された本件診断書や本件連絡票を含む一件記録を検討して、本件診断書及び診断書附票の記載内容([REDACTED])

) や本件連絡票の記載内容（鑑定を行っても診断書記載の判断能力特定に影響がない旨の記載等）を総合考慮し、明らかに鑑定の必要がない（家事事件手続法119条1項ただし書）し、心身の障害によりその者の陳述を聞くことができない（家事事件手続法120条1項ただし書）と判断した上で、本件審判をしたと認められる。

このような判断過程に照らせば、担当裁判官が違法又は不当な目的をもって本件審判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があるとは認められないし、そのほかに、かかる特別の事情があったことをうががわせるような事情も見当たらない。

原告らは、本件診断書を精査する、本人の意思確認を行う、参加当事者の申出を聞き入れるなどすれば、原告■について明らかに鑑定の必要がない場合

に該当しないことは容易に認識し得た旨主張するほか、縷々主張するが、いずれも担当裁判官が違法又は不当な目的をもって本件審判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に背いてこれを行使したものとうかがわせる事情とはいはず、上記認定を左右しない。

- 5 (3) よって、担当裁判官が本件審判をしたことが国家賠償法上違法であるとはいえない。

4まとめ

以上の次第であるから、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求にはいずれも理由がない（なお、原告らは、本件審判が名古屋高等裁判所において取り消されたことから、本件申立て又は本件審判のいずれかをしたことが国家賠償法上違法となるはずである旨主張するようであるが、本件審判に取り消されるべき手続違背があったとしても、それにより直ちに本件申立て及び本件審判に国家賠償法上の違法が生じるものではない。）。

第4 結論

15 よって、原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 鈴木 幸男

20

裁判官 佃 良平

25

裁判官 樋 口 瑞 惟

別 紙

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）】

（目的）

5 第1条

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）
10 のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

15 第2条

- 1項 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2項 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 20 3項 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4項 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 1号 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同

居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

5 ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

2号 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(通報等を受けた場合の措置)

10 第9条

2項 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

20 第27条

1項 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2項 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

【老人福祉法】

5 (審判の請求)

第32条

市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

10 【家事事件手続法】

(審判事項)

第39条

家庭裁判所は、この編に定めるところにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をする。

15 (精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取)

第119条

1項 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

20 (陳述及び意見の聴取)

第120条

1項 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第1号から第3号までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならぬ。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限

りでない。

1号 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

別表第一

1 後見開始 民法第7条

これは正本である。

令和元年11月21日

津地方裁判所 民事部

裁判所書記官 庄 司 純